

## 【今月の呼びかけ】

「コンピュータウイルスや不正アクセスの届出にご協力ください！」  
 ～ セキュリティに関する相談も受け付けています ～

IPA は、コンピュータウイルスや不正アクセスの届出機関となっています。多くの皆さまよりいただく相談・届出は、「呼びかけ」や「注意喚起」、「緊急対策」などの情報発信を行うことで、早期の被害拡大防止や再発防止に活かされています。最近の例として、たった一人からの相談を機に調査を開始し関係機関と協力することで、不正な Android アプリの流通を止めたという実績があります。この実例が示すとおり、一人の一件の相談でも万人の被害防止につながります。

今月の呼びかけでは、コンピュータウイルスや不正アクセス届出制度に関する目的や活用方法について説明するとともに、届出の方法、相談のコツなどをご紹介します。

皆さまからの一件でも多くの情報提供をお願いします。

## (1) コンピュータウイルス・不正アクセス届出制度について

### 1. ウイルス・不正アクセス届出制度

コンピュータウイルスの届出は、通商産業省（現・経済産業省）のコンピュータウイルス対策基準<sup>※1</sup>に基づき 1990 年 4 月にスタートした制度です。その後、不正アクセスの届出が 1996 年 8 月に同省のコンピュータ不正アクセス対策基準<sup>※2</sup>によりスタートしました。両制度の届出機関は、いずれも IPA が指定されています。

IPA では届出の受付業務のほかに、インターネットやコンピュータ、スマートフォンなどにおけるウイルス、不正アクセスの総合的な相談対応を「情報セキュリティ安心相談窓口」で行っています。また受け付けた届出や相談は、提供者のプライバシーに配慮した上で被害等の状況を分析し検討結果を定期的に公表しています。このような活動の主な目的は、被害の予防、発見および被害の拡大・再発防止にあります。

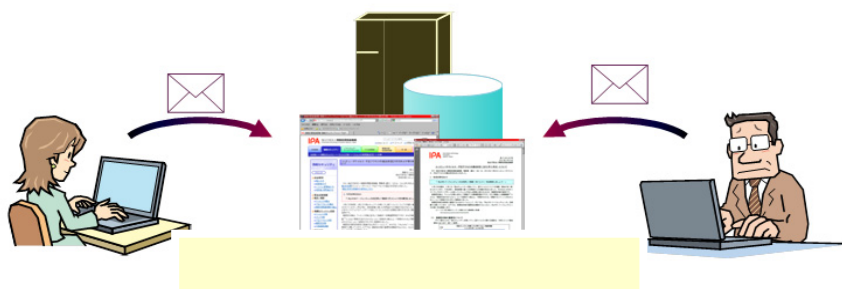


図 1-1：ウイルス・不正アクセス届出制度イメージ図

※1 コンピュータウイルス対策基準

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/CvirusCMG.htm>

※2 コンピュータ不正アクセス対策基準

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/UAaccessCMG.htm>

### 2. ウイルス・不正アクセス届出状況の公表

個人や企業、教育・研究・公的機関などからいただいた届出を分析し毎月公表しています。特に重要な内容については、「今月の呼びかけ」として注意を促し、必要に応じて緊急の「注意喚起」も行います。毎月行う届出の公表では、コンピュータウイルス届出状況、コンピュータ不正アクセス届出状況、相談受付状況の3項目に分けて公表しています。コンピュータウイルス届出状況では、コンピュータウイルスの種類や検出数、届出数、新種ウイルスなどの動向を、コンピュータ不正アクセス届出状況では、毎月の届出数と相談数（被害の有無）の動向やその月において被害があった

事例（オンラインゲームでのなりすましや不正プログラム埋め込みなど）を紹介しています。また、**相談受付状況**ではウイルス・不正アクセス関連相談総件数や（ワンクリック請求、偽セキュリティソフト、Winny や不審メール関連などの）主だった相談内訳数、その動向などを紹介しています。

## (2) 届出や相談を発端として「呼びかけ」や「注意喚起」を実施した最近の事例

### 1. ウイルスを使ったフィッシング詐欺の実例（2011年10月の呼びかけ<sup>※3</sup>）

2011年9月の届出において、これまでのものとは異なるウイルスを組み合わせた新たなフィッシング手法を確認し、同年10月に「呼びかけ」を行いました。この事例では、銀行を装った偽のメールにウイルスが添付されており、ウイルスを実行するとログイン情報や乱数表の内容の入力を促す画面が現れ、メールの指示に従って入力してしまうと悪意ある者にその情報が渡ってしまう、というものでした。IPAでは実際の偽のメールを入手しウイルスを解析しました。その解析結果から、ウイルスの概要と、実行されるとどのような動作をするのかを示すとともに、被害に遭わないための対策を示しました。

※3 ウイルスを使った新しいフィッシング詐欺に注意！（IPA 2011年10月の呼びかけ）

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2011/10outline.html>

### 2. Androidにおけるワンクリック請求の実例（2012年2月の呼びかけ<sup>※4</sup>）

2012年1月の届出により、Android OSのスマートフォンにおいて、不正なアプリを用いてパソコンのワンクリック請求のように料金請求画面を出し続ける、という事例を確認しました。



図 1-2：スマートフォンがウイルスに狙われつつあるイメージ図

この事例では、不正アプリをインストールしてしまうと、当該スマートフォンの電話番号やメールアドレスなどの情報が、自動的にワンクリック請求を行っている者に伝わる仕組みになっていました。この様なしくみは、パソコンにおけるワンクリック請求と比較して悪質なものであり、より被害が出る可能性があります。そこで同年2月の「呼びかけ」では、このような手口を明らかにするとともに、被害に遭わないための対策、万一、不正アプリを入れてしまった場合の対処方法などを示しました。

※4 スマートフォンでもワンクリック請求に注意（IPA 2012年2月の呼びかけ）

<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2012/02outline.html>

### 3. Androidの不審なアプリの実例（2012年5月の注意喚起<sup>※5</sup>）

2012年4月に、ある一人の男性から寄せられた相談をきっかけに、不審な動きをするAndroidアプリが、一般的に利用されているポイント交換サイトで紹介され、多くの人がダウンロードしているという実態を確認しました。その不審なアプリは、スマートフォン利用者が強い興味を抱きそ

うな名称が使われ、また IPA で解析した結果、そのアプリを実行すると端末情報や、アドレス帳の中身などの個人情報を外部に送信することがわかりました。そのため、悪質な行為に利用される危険性が高いと判断し同年5月に、不審なアプリの名称を公開するとともに、その手口を明らかにし、被害に遭わないための対策を示した緊急の注意喚起を実施しました。また、国内のセキュリティベンダーに対し情報を提供し、更に関係機関に連絡したことによって、この不審なアプリは、即日ダウンロードができなくなりました。

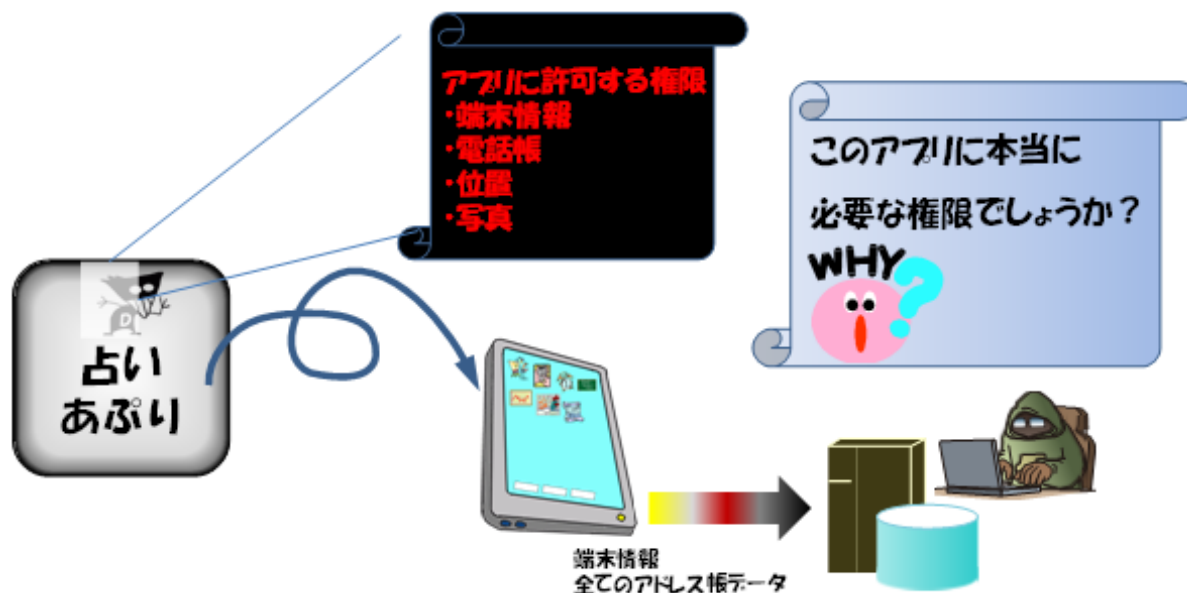


図 1-3 : 不審なアプリが情報を流出させるイメージ図

※5 Android OS を標的とした不審なアプリに関する注意喚起 (IPA 2012 年 5 月の注意喚起)

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20120523.html>

### (3) 届出、相談の方法について

IPA で受付ける届出の種類としては、コンピュータウイルスに関する届出、不正アクセスに関する届出のほかに脆弱性関連情報<sup>※6</sup>の届出があります。コンピュータウイルス、不正アクセスに関する、主に技術的な相談を受け付けています。以下ではウイルス・不正アクセスの届出と相談の活用方法を紹介します。

※6 脆弱性関連情報の届出 (IPA)

<http://www.ipa.go.jp/security/vuln/report/>

#### 1.届出の方法

「コンピュータウイルスに関する届出」および「不正アクセスに関する届出」は、それぞれ専用の届出様式がIPAのウェブページ<sup>※7</sup>にあります。届出の際は、少なくとも連絡先と具体的な現象を記載いただきE-mailなどで送付してください。内容に応じて、IPA側から返信させていただき、詳しくおたずねさせていただきます。まずは、届出をご提出いただくことが重要となります。なお、すでに情報が整理できている場合や今までに届出のご提出経験がある方は、届出様式に沿って記入、送付してください。ご不明な点がありましたら「情報セキュリティ安心相談窓口」までお気軽にお問い合わせください。

※7 情報セキュリティに関する届出について (IPA)

<http://www.ipa.go.jp/security/todoke/>

<b>届出いただく 主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ お届けいただく方の連絡先など 例：お名前や会社名、電話番号、メールアドレス</li><li>・ 具体的な状態（ウイルス名や不正アクセスの内容など）</li><li>・ 届出に至る経緯</li></ul>
------------------------	---



	届出先
E-mail	ウイルス届出 : <a href="mailto:virus@ipa.go.jp">virus@ipa.go.jp</a> 不正アクセス届出 : <a href="mailto:crack@ipa.go.jp">crack@ipa.go.jp</a> ※このメールアドレスに特定電子メールを送信しないでください。
FAX	03-5978-7518
郵送	〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス 16階 IPAセキュリティセンター「情報セキュリティ安心相談窓口」宛

## 2.相談について

IPAでは「情報セキュリティ安心相談窓口」にて、コンピュータウイルスや不正アクセスについての技術的な相談対応を、下記の時間帯で電話やメールなどで行っています。**ご相談の際は、事前に状況を整理し、できるだけ多くの情報をスムーズにお伝えいただければ、迅速に対応することができます。**ご相談内容に応じて現在の状態の説明や、復旧方法、今後の防止策などをご案内させていただきます。IPAのウェブサイト「情報セキュリティ安心相談窓口」内に記載の「よくある相談と回答（FAQ）※8」もあわせてご覧ください。

※8 よくある相談と回答（FAQ）（IPA）

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

<b>相談の際 お伺いする内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティングシステム（OS）の種類やアップデート状況 例：Windows 7、Mac OS10.x x、Android2.3.3、iOS5.1.1 など</li> <li>例：自動更新機能による最新の状態、セキュリティパッチの適用状況など</li> <li>・お使いのセキュリティソフト名と定義ファイル更新状況</li> <li>・パソコンにインストールされている主なアプリケーションのバージョン 例：Adobe Flash Player、Adobe Reader、Java</li> <li>・お使いのウェブブラウザの種類、PDF ファイル閲覧ソフト等 例：Internet Explorer 9、PDF は Adobe Reader を使用して閲覧</li> <li>・具体的な状態（メッセージ、ウイルス名、メールタイトルなど）</li> <li>・事象が発生したと思われる要因、日時、きっかけなど</li> <li>・ご相談前に行った対処内容（対策）</li> </ul>
-------------------------	---



安心相談窓口の問合せ先	
電話	03-5978-7509 (オペレータ対応は、平日の 10:00~12:00 および 13:30~17:00)
E-mail	<a href="mailto:anshin@ipa.go.jp">anshin@ipa.go.jp</a> ※このメールアドレスに特定電子メールを送信しないでください。
FAX	03-5978-7518
郵送	〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス 16 階 IPA セキュリティセンター「情報セキュリティ安心相談窓口」宛